

参考様式

長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書

補助間接事業者と長野県内のペレット製造施設で製造された木質ペレット燃料（以下「長野県産ペレット」という。）の販売事業者（以下「販売事業者」という。）は、長野県木質バイオマス循環利用普及促進事業（以下「事業」という。）実施要領（令和3年3月31日付け2信木利第129号長野県林務部長通知）第5の2の（2）の規定により、長野県産ペレットの燃料供給に係る協定を次のとおり締結する。

- 1 この協定の協定期間は、令和 年 月 日から3年間とする。
- 2 販売事業者は、協定期間において、間接補助事業者における需要に応じて、長野県産ペレットを安定的に販売する。
- 3 この協定は、協定期間において、間接補助事業者が販売事業者の販売する長野県産ペレットを購入することを拘束するものではない。
- 4 間接補助事業者は、長野県産ペレットを購入する販売事業者を変更したときは、新たな販売事業者との間で、変更したときを始期とし、この協定の協定期間の終期を協定期間の終期とする新たな協定書を締結し、その写しを遅滞なく補助事業者である飯田市（市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課）に提出する。

間接補助事業者はこの協定の写しを補助事業者に提出する。

令和 年 月 日

間接補助事業者	住所	
	氏名	
販売事業者	住所	
	氏名	